

役員等推薦係細則

第1条 役員等推薦係の選出は、次のとおり行う。

(1) 本部役員会より：4名以上

(次年度役員等立候補希望者数により4名選出が困難な場合には4名より不足してもよしとする)

(2) 教職員は教務主任とする。

ただし、役員等推薦係の人数は、その時世に応じて変更することができる。

第2条 役員等推薦係は、次のとおり推薦活動を行う。

(1) 係は、氏名を会員に通知し、立候補及び推薦候補（2年毎に会長1名、毎年以下、副会長1名、会計1名、書記4名、会計監査2名）を公募する。

(2) 役員等の最終候補者が決定した時、その役職、氏名を会員に告示し報告する。

(3) 候補者に対し異議がある時は、告示後7日以内に係に申し出る。

(4) 異議の申し出がある時は、会長は係および運営委員会を召集し、申し出内容を検討協議し、その結果を申し出者に通知する。

(5) 市P連委員は、他の候補と同じように公募し、推薦活動のうえ決定する。

* 輪番制による常置広報委員、事業研修委員などの担当年。

第3条 役員等推薦係は、氏名を会員に通知し、役員候補者になることはできない。ただし、会長はこの限りではない。また、係が氏名を会員に通知することを拒否した場合は、「他〇名」と通知する。

第4条 この細則の変更は、運営委員会の議決による。

附 則

この細則は、平成13年5月17日から実施する。

平成14年2月14日一部改正。

平成17年12月19日一部改正。

平成19年12月11日一部改正。

平成21年10月20日一部改正。

平成22年3月10日一部改正。

平成23年2月21日一部改正。

平成23年7月11日一部改正。

平成24年2月20日一部改正。

平成25年11月5日一部改正。

平成29年12月4日一部改正。

令和 2年 1月 21日一部改正。

令和 3年 2月 9日一部改正。

令和 4年 5月 30日全改正。

令和 4年 11月 22日一部改正